

◇大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 1 保育所において行われる、乳児等通園支援事業を利用する場合の使用料に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 大阪市立八幡屋保育所、大阪市立大正北保育所及び大阪市立長橋第2保育所を廃止することにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)